白石市立学校における
医療的ケア児の受入れに関するガイドライン

令和８年１１月

白石市教育委員会

はじめに

近年、日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為(以下「医療的ケア」という。）を受けることが不可欠である児童生徒(以下「医療的ケア児」という。）は増加しており、医療的ケアの内容や児童生徒一人ひとりの生活上のニーズも多様化しています。

こうした状況の中、令和３年９月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア児支援法」という。）が施行され、医療的ケア児及びその家族が、個々の状況に応じた適切な支援を受けながら生活できる社会の実現を目指すことが明確にされました。 医療的ケア児支援法においては、地方公共団体の責務として、医療的ケア児に対する支援に係る施策を実施することが定められており、教育の分野においても、医療的ケア児がその心身の状況等に応じた教育を受けることができるよう、必要な支援を行うことが求められています。

学校において医療的ケアを実施する際には、児童生徒の安全を確保することを最優先としながら、本人の教育的ニーズや健康状態、医療的ケアの内容等を踏まえ、関係者が共通理解の下で適切に連携することが不可欠です。本市においても、医療的ケアを必要とする児童生徒が、住み慣れた地域で安心して学び、他の児童生徒とともに学校生活を送ることができるよう、一人ひとりの状況に応じた教育環境を整備していくことが重要です。そのためには、学校だけで対応するのではなく、教育委員会をはじめ、保護者、主治医、看護師、医療機関、福祉関係機関等がそれぞれの役割を担い、相互に連携して支援することが必要です。

また、医療的ケア児の受入れに当たっては、医療的ケアの実施そのものだけでなく、登下校、授業、学校行事、校外活動等の学校生活全般について、児童生徒の安全と教育の機会をどのように保障していくかを検討する必要があります。特に、医療的ケアの内容や頻度、児童生徒の発達段階、学校の施設・設備等は一人ひとり異なることから、画一的な対応ではなく、個々の状況に応じた支援体制を構築することが求められます。

こうした状況をふまえ、本ガイドラインは、白石市立小中学校（以下「学校」とする。）において、医療的ケア児を安全に受入れ、安心して学校に通学できるように、基本的な考え方や入学までの流れ、必要書類、関係機関との連携、緊急時の対応等について、基本的事項を示すべく策定したものです。

学校は、本ガイドラインに基づき、関係機関と連携し、医療的ケア児の安全を確保するとともに、教育を受ける機会を保障し、医療的ケア児を含むすべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように努めてまいります。

目次

第Ⅰ 基本的事項

１医療的ケアとは……１ページ
２教育と医療的ケアの協働……１ページ
３学校における医療的ケアの実施内容等……１ページ
４保護者の責務・役割・理解……４ページ

第Ⅱ 学校における医療的ケア児の受入れまでの流れと手続き

１医療的ケア児の受入れまでの基本的な流れ……６ページ
２相談・説明……６ページ
３申込み方法……６ページ
４児童生徒の受入れ可否についての検討・協議……６ページ
５結果の通知……６ページ
６児童生徒の受入れに向けた手続きの流れ……７ページ
７その他関係機関との連携……７ページ

第Ⅲ 学校での医療的ケア実施体制および対応

１医療的ケアの安全実施体制について……１０ページ
２感染症対策における医療的ケア児への対応……１３ページ
３緊急時及び災害時の対応等……１３ページ
４職員の研修……１４ページ
５受入れ後の医療的ケアの実施について……１４ページ
６長期欠席について……１４ページ
７切れ目ない支援のための連携……１５ページ

第Ⅳ その他の事項

１ガイドラインの見直しについて……１５ページ

第Ⅰ 基本的事項

1 医療的ケアとは

「医療的ケア児支援法」において、「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいいます。また、「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童生徒とされています。

一般的に「医療的ケア」とは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる「喀痰吸引」や「経管栄養」、「気管切開部の衛生管理」、「導尿」、「インスリン注射」等の医行為*[1]（医療行為）を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為（医療行為）は含まれないものとされています。

＊[1]医行為とは医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為。医療関係の資格を有しないものは行ってはいけない。自宅等で医療的ケア児やその保護者が医療的ケアを実施できるのは、当該行為の違法性が阻却（正当化）されると考えられているため。

2 教育と医療的ケアの協働

学校は、学齢児童生徒に教育を行い、健全な心身の発達を図るに相応しい教育の場でなければなりません。医療的ケア児においても同様に、一人ひとりの心身の発達に応じた教育の場を提供することが重要です。

また、医療的ケア児と周りの児童生徒が、共に学ぶ中で育まれる豊かな関わりと相互理解を支えるため、教職員と看護師*[2]が協働して、医療的ケアが安全に実施できると同時に、共に学ぶ児童生徒が、安心して交流できるよう安全を確保し、衛生に配慮した体制を整備することも必要です。認定特定行為業務従事者*[3]が医療的ケアを実施する場合は、医師の指示書に基づき看護師が指導・助言を行います。

＊[2]本ガイドラインにおける看護師とは、看護師又は准看護師の専門資格を有し、学校での医療的ケアを実施する者のことを指します。
＊[3]喀痰吸引等研修を修了し、都道府県知事から「認定特定行為業務従事者」として認定された者を指します。

3 学校における医療的ケアの実施内容等

本ガイドラインでは、学校生活における安全確保の観点から医療的ケアは看護師が行うことを基本とし、教職員は医療行為に該当しない範囲の補助などを、看護師と協力しながら進めていきます。（ 認定特定行為業務従事者の認定を受けている場合は除く）

学校生活における安全確保や緊急時の対応などについて、学校と本人、保護者、主治医と連携して対応する必要があります。

学校での医療的ケア児の安全を確保するために、実施の要件、対象者、対象とする医療的ケアの内容、実施場所、時間等は、次のとおりとします。

（１）医療的ケア実施の要件

医療的ケアの実施にあたっては、学校での受入れ体制（人員配置や施設環境等）が整えられているとともに、次の要件を満たしていることとします。

（表１）

① 病状や健康状態が安定し、学校生活において日常的に医療的ケアが必要と主治医が判断していること
② 日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること
③ 病状や医療的ケアに関する情報を、リスクを含め保護者と学校等で十分に共有できること
④ 必要に応じて、主治医との連携を図ることができること

（２）医療的ケアの対象者

学校に在籍する又は在籍を予定する園児、児童生徒で、学校において日常的に医療的ケアを必要とし、保護者からの申込依頼があり、主治医の意見を基に、学校長、白石市立学校医療的ケア検討委員会の協議を踏まえ、教育委員会が学校での医療的ケア実施可能と認めた者とします。

（３）対象とする医療的ケア

このガイドラインにおいて学校で実施できる医療的ケアは、「医療的ケア児支援法」に定めるものを基本とし、次の表に掲げる医療的ケアで（表１）の要件を満たすものを対象とします。

その他の医療的ケアについては、白石市立学校医療的ケア検討委員会での協議を踏まえ、教育委員会が実施の可否を検討していきます。

（表２）対象とする医療的ケアの内容

医療的ケア	内 容
経管栄養	口から食事をとることが難しい場合にチューブを介して、消化器（胃など）に栄養補給を行うこと(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養、中心静脈栄養など)
喀痰吸引	口･鼻にたまった痰･鼻汁･唾液･吐物などを除去すること

人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法含む）	呼吸機能の低下が原因で、体内の酸素が不足している場合、人工呼吸器や酸素供給器等を使い、酸素を補うこと
気管切開部の管理	気管とその上部の皮膚を切開してその部分から気管にカニューレを挿入することで気道を確保している児童生徒について、気管カニューレ周辺の管理を行うこと
血糖値測定・インスリン注射	インスリン製剤を注射することで体の外から補って、健康な人と同じ血糖値の変動パターンに近づけて血糖のコントロールを図ること
人工肛門等の管理	衛生面、安全面の観点より、人工肛門、膀胱ろうを管理すること
導尿	細菌の増殖を抑制し、尿路感染を防止するため、残尿を除いたり、膀胱内圧が異常に上昇する場合に導尿を行い腎機能を保護すること
その他	児童生徒が学校生活を送るために必要な医療的ケアのうち、上記に記載のないもので教育委員会及び白石市立学校医療的ケア検討委員会との協議により、実施可能であると認めたもの

（4）受入れ対象校

原則、教育委員会が受入れ対象校を指定します。

（5）医療的ケアの実施場所及びその範囲

医療的ケアは、学校敷地内で行われるものを基本とします。校外学習や修学旅行等については、医療的ケア児が安全かつ安心して参加できる環境を整えることを第一に考え、児童生徒の健康状態、必要な医療的ケア、看護師の付き添いが可能か等、保護者及び主治医と十分協議したうえで実施を検討します。

（6）医療的ケアの実施体制

学校での医療的ケアを実施するために配置された看護師が、医療的ケア児の主治医の指示に基づいた方法で、教職員や保護者の協力を受けて医療的ケアを実施します。

（7）実施日及び時間

① 学校課業日とします。

② 実施時間は、8：10～15：30 の間の医療的ケア児在校時間帯としますが、対象児の状況によって実施時間が変更になる場合があります。

③ 看護師を配置する日程（日、時間、実施回数）については、主治医の診断を基に学校長、保護者、教育委員会の協議を踏まえ、教育委員会が総合的に判断します。

（８）災害発生時など看護師に突発的な事象が発生し、医療的ケアが実施できない場合は、保護者に対応を求めます。

４ 保護者の責務･役割･理解

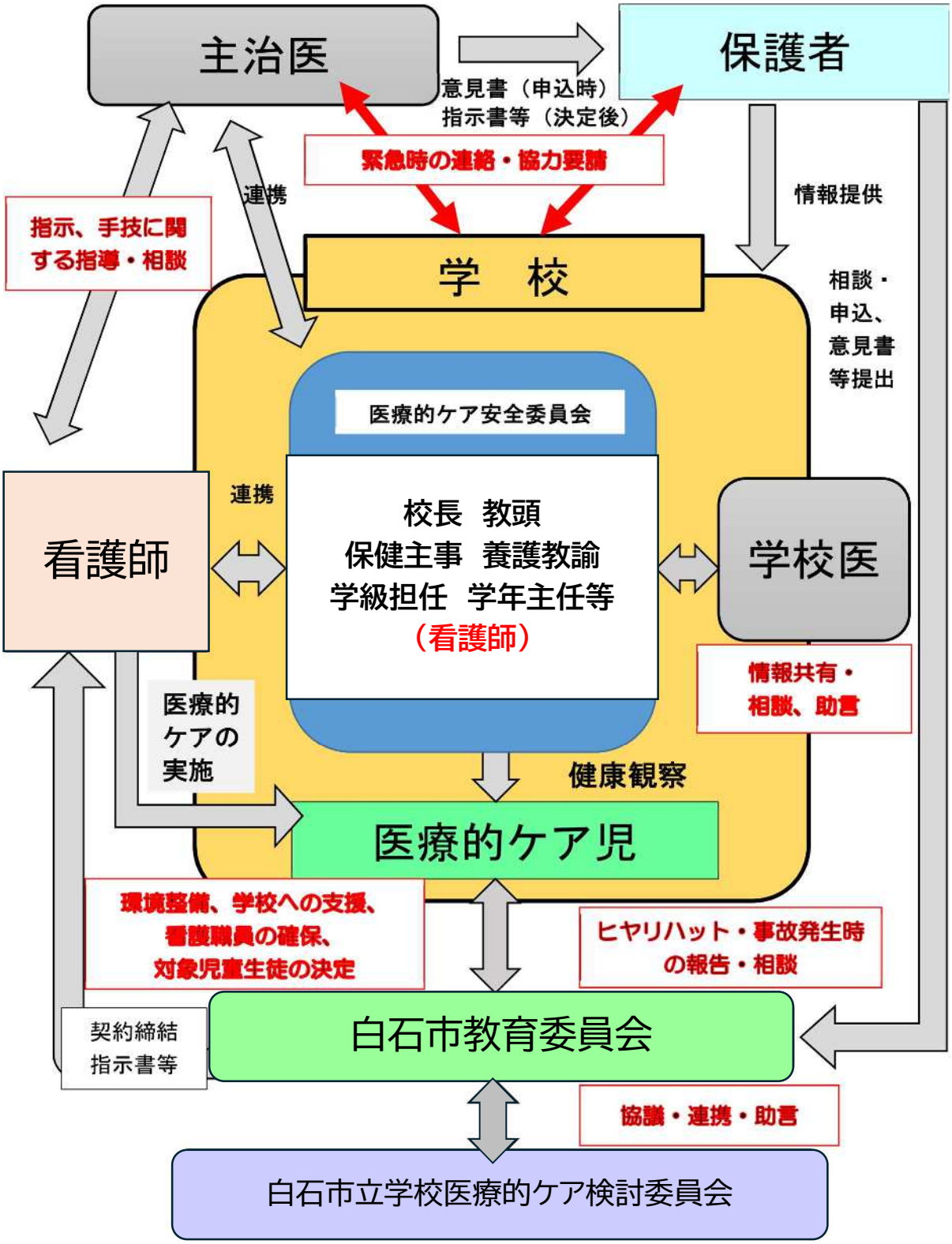
学校において医療的ケアを安全に実施するためには、保護者にもその責務や役割について、理解していただくことが必要となります。

（表３）保護者の責務・役割等に関する事項

（１）学校での集団生活の可否や医療的ケアへの対応について検討するため、児童生徒の状況等に関する情報提供や面談を行うこと
（２）医療的ケアの内容に関する新たな情報（主治医の意見や健康状態の変化等）をすみやかに学校へ伝達すること
（３）看護師の不在等により、学校での医療的ケアが実施できない場合があること
（４）緊急時の対応や連絡手段について事前に協議すること
（５）入学後、より良い学習環境の提供のため、物品の調整が必要な場合があること
（６）保護者は、医療的ケアに必要な機材･器具･衛生用品等の準備を行い、不足のないように点検･整備を行うこと
（７）登校時、保護者又は児童生徒と教職員で持ち物（医療的ケアの物品･消耗品等）の確認をし、不備がある場合には、整える必要があること
（８）医療的ケアを行った際に出た廃棄物は、原則保護者又は児童生徒が持ち帰ること

【図１】学校における安心・安全な医療的ケア実施のための連携

学校において安心・安全な医療的ケア実施のため、下記のとおり保護者、学校、教育委員会等関係機関が連携を図ります。



第Ⅱ 学校における医療的ケア児の受入れまでの流れと手続き

1 医療的ケア児の受入れまでの基本的な流れ

医療的ケア児の受入れまでの流れについては、【図２】のとおりとします。

2 相談･説明

教育委員会において、申込み方法や手続き、留意点等について説明します。また、保護者が提出する、医療的ケア実施希望事前相談票（様式１）、児童生徒の記録（様式２）により、相談と聞き取りを行います。

3 申込み方法

（１）書類の提出

医療的ケアの実施を希望する保護者は、教育委員会に医療的ケアの実施申込み手続きを行う際、次の①～③の書類を提出してください。

【提出書類】

① 医療的ケア実施申込書（様式３）

② 医療的ケア実施に関する同意書（様式４）

③ 医療的ケアに係る主治医意見書（様式５）

（２）面談の実施

教育委員会へ（１）の書類を提出後、医療的ケアの実施申込み手続きを行う際に、保護者・児童生徒との面談を実施します。教育委員会は、面談時に医療的ケア児に関する面談記録（様式６）を記載します。

4 児童生徒の受入れ可否についての検討･協議

児童生徒の受入れの可否について、教育委員会は、申込み時に保護者から受領している関係書類、面談記録などを基に、学校長、白石市立学校医療的ケア検討委員会で検討・協議を行います。

5 結果の通知

（１）教育委員会での協議を踏まえ、教育委員会が医療的ケア実施の要件を満たし、受入れが可能と判断した場合は、保護者へ「承認通知書」を送付します。

（２）教育委員会での協議の結果、医療的ケア実施の要件を満たしていない、または、提出された書類等により安全な受入れを行うことができないと判断した場合は、保護者へ「不承認通知書」を送付します。

6 児童生徒の受入れに向けた手続きの流れ

（１）保護者は、承認通知受領後、主治医に主治医指示書（様式９）の作成を依頼し、医療的ケア実施承諾書（様式 10)、と併せて教育委員会へ提出します。

※　医療機関に支払う文書料等は保護者負担とします。このほか、必要に応じて追加で書類の提出や聞き取り等を依頼する場合があります。

（２）教育委員会は、主治医指示書（様式９）と併せて医療的ケア実施承諾書（様式 10）の写しを対象の児童生徒が在籍する学校及び看護師に送付します。

（３）学校及び看護師は、主治医指示書（様式９）の記載内容と保護者から確認した各家庭におけるケア方法を基に、「緊急時の対応（例)」（図３）を参考に「個別の緊急時対応マニュアル」と「個別の実施マニュアル」を協力して作成します。作成したマニュアルは保護者と教育委員会に共有します。

（４）主治医は、学校及び看護師が作成する個別の実施マニュアルの確認、個別の手技に関する助言・指導を行うほか、学校が作成する緊急時対応マニュアルの確認や職員研修等において指導助言を行います。

（５）学校は、主治医、看護師と連携し、緊急時の職員の役割、対応の手順等について事前に研修を実施し、校内での医療的ケアの実施に備えます。

（６）学校は、緊急時や災害時に、保護者が迎えに来られないことも想定し、３日分程度の必要な物品等を保護者から預かり、ストックします。

7 その他関係機関との連携

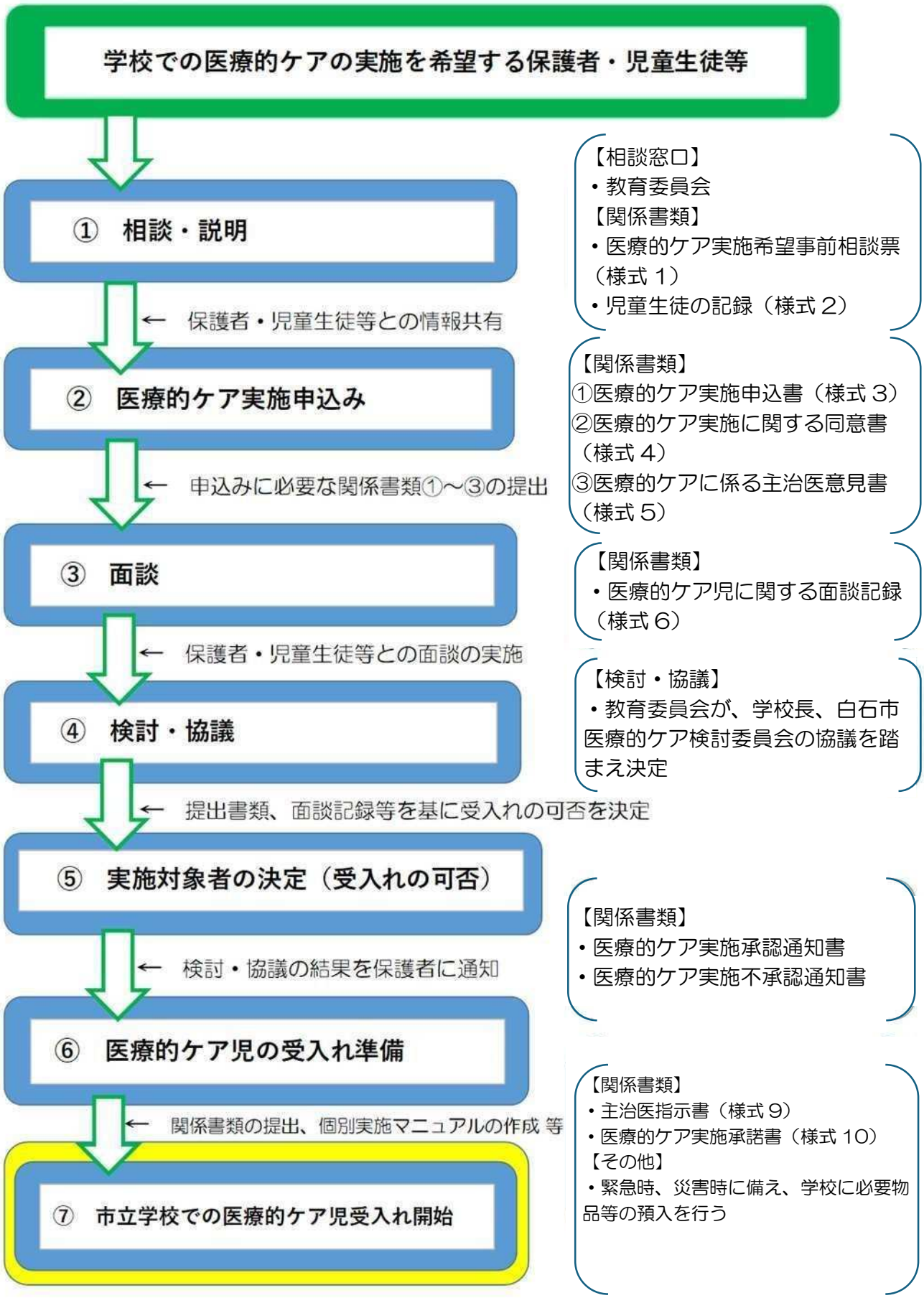
（１）医療的ケア実施にあたっては、医療機関、相談支援事業所、放課後デイサービス事業所、医療的ケア児等コーディネーター、医療的ケア児相談支援センター等の関係機関等と必要に応じて連携を図ります。

（２）学校は、保護者の了解のもと、必要に応じて個別の教育支援計画を共有し、共に支援を進めます。

（３）教育委員会は、白石消防署をはじめ、市の関係機関と必要な情報を共有し、医療的ケア児の救急搬送にあたって迅速な対応ができるよう、連携を図ります。

（図２）

白石市立学校における医療的ケア児の受入れまでの基本的な流れ



参考（図３）

緊急時の対応（例）

事故発生

（担任または授業者）
状況を確認するとともに保健室、校長室、職員室、事務室の職員へ応援要請
※ 担任または授業者が現場を離れられない場合には、児童生徒の協力を得て、応援を要請

看護師、養護教諭、教頭、担任が現場に急行する。職員室にいる職員が校内放送にて呼び出しを行う。生命の危機があると判断した場合はただちに 119 番通報を行う。

救急救命

（看護師）
①現場にて体位の保持、経過観察
②緊急性の判断。救急車要請時は到着までの指示を受け対応。
③授業者に記録を指示

（養護教諭）
①看護師のサポート
②担任または授業者に記録を指示
③救急車要請時の電話対応
④主治医への連絡

報告・指示

（教頭）
①状況確認
②校長に報告
③救急車の要請
④記録を指示
⑤保護者への連絡を指示
⑥学校医等への協力要請等の指示

（校長）
①報告を受け状況を把握
②救急車要請等の指示
③教育委員会へ報告

記録・ケア

（授業者）
①時間、状況の記録
②他児童生徒のケア

（担任及び学年主任）
①保護者に連絡
②他児童生徒のケア

救急車到着

（看護師・養護教諭）
・救急車要請時から到着時までに対応したこと、様態の変化、その他学校が把握している医療的ケア児の情報を救急隊員に伝える。予備の消耗品等を預かっている場合は携帯し、救急車に同乗する。

（学年主任・担任等）
・必要に応じて、別の車で病院に向かう

○○病院（医療機関） にて処置を受ける。必要に応じてかかりつけ医等を受診する。

（看護師・養護教諭）
・学校に状況を報告

（教頭）
・校長に状況を報告

（校長）
・教育委員会へ報告

（教育委員会）

第Ⅲ　学校での医療的ケア実施体制および対応

1 医療的ケアの安全実施体制について

（１）医療的ケア安全体制の整備

① 医療的ケア安全委員会の設置

医療的ケアを実施する学校は、安全かつ適切な医療的ケア実施のために「医療的ケア安全委員会」を設置し、関係職員の連携を図り、組織的な実施体制を構築します。

委員会の組織及び運営は、以下を参考に学校長が別に定めます。

（表４）委員会の組織及び運営（例）

【組織の構成】

校長、教頭、看護師、医療的ケア担当職員（保健主事等）、養護教諭、学年主任、医療的ケア児の担任、事務担当者、その他校長が必要と認める者

【所掌の例】

- 児童生徒の医療的ケアの実施に関すること
- 医療的ケアの実施上の課題に関すること
- 医療的ケアに関する研修の計画、実施及び評価に関すること
- 緊急時の対応体制の点検･評価に関すること
- 感染予防、ヒヤリハット事例の蓄積･分析、改善策の検討、その他医療的ケアの安全･衛生面に関すること
- 教育委員会への報告等に関すること
- その他校長が必要と認める内容に関すること

② 学校における医療的ケア実施要項の策定

学校において、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒に対し、安全かつ適切な医療的ケアを行うための実施体制の整備を目的として学校長が別に定めます。

（２）医療的ケア実施に関する情報の共有

医療的ケアに関する情報は、校長、教員等の職員間で共有するとともに、必要に応じて、保護者同意の上、専門機関等（学校医・主治医・かかりつけ医・理学療法士・作業療法士等）に意見を求め共有します。

また、医療的ケア児の状況について、集団生活を実施する上で、保護者同意のもと、他の児童生徒の保護者との間で情報共有する場合があります。

（３）関係書類の作成及び見直し

学校等は、医師、校長、教職員、看護師等で情報共有した内容を基に、保護者への確認、合意形成を図りながら、次の関係書類を作成するとともに、必要に応じてその見直しを行います。

（表５）関係書類

書類の名称	主な作成者
①個別の実施マニュアル	看護師
②個別の緊急時対応マニュアル	保健主事 等
③個別の教育支援計画	担任

（４）学校関係者の役割

児童生徒が学校内で安全に医療的ケアを受けながら、集団生活の中で快適に過ごせるよう、校長をはじめとした教職員が連携します。

① 管理職、教職員、その他教育に関わる全ての職員が連携して対応します。
② 職員会議や職員研修等で児童生徒の状況を把握し、集団生活の中での配慮内容や留意事項を共通認識し、職員同士が声を掛け合いながら対応します。

（表６）医療的ケア児に関わる主たる職員、関係者とその役割（例）

職 名	役　割
校 長 教 頭	・学校における医療的ケア実施要項の策定･改定 ・医療的ケア安全委員会の設置･運営 ・医療的ケア児の受入れ、医療的ケアの実施に関する検討 ・本人、保護者への説明 ・各教職員の役割分担の明確化 ・主治医、学校医、看護師等との連絡調整 ・緊急時の体制整備 ・指示書等の個人情報の管理 ・教育委員会への報告（ヒヤリハット･事故等）
養護教諭	・医療的ケア児の健康状態の把握 ・主治医、学校医、看護師等との連絡調整 ・看護師と教職員の連携支援 ・医療的ケア安全委員会の企画、運営への協力 ・医療的ケアに関する研修の企画、運営への協力 ・個別の実施マニュアルの作成（※） ・個別の緊急時対応マニュアルの作成（※） ・緊急時対応 ・実施場所の環境整備

保健主事 （医療的ケア担当職員） ※	・医療的ケア安全委員会の企画、運営 ・医療的ケアに関する研修の企画、運営 ・指示書に基づく個別の緊急時対応マニュアルの作成 ・個別の実施マニュアルの作成（※） ・個別の緊急時対応マニュアルの作成（※） ・ヒヤリハット事例等の蓄積と予防対策（※）
担 任	・健康観察 ・保護者や養護教諭、看護師等との情報共有（個別の実施マニュアル、個別の緊急時対応マニュアルの作成への協力） ・個別の教育支援計画の作成 ・教室の環境整備 ・緊急時対応
全ての教職員	・医療的ケア児と学校における医療的ケアの教育的意義の理解 ・医療的ケア児に対する適切な対応支援 ・配慮食等の給食対応（必要に応じて） ・緊急時対応
学校医	・在籍する医療的ケア児に関する情報把握 ・医療的ケア実施環境に関する指導助言
主治医	・本人や学校の状況を踏まえた書面による指示 ・診療情報提供書の交付（必要に応じて） ・緊急時に係る指導助言 ・個別の手技に関する看護師への指導 ・個別の実施マニュアル、個別の緊急時対応マニュアルの確認 ・学校との連携（情報提供、指導、面談等） ・保護者への説明
看護師	・医療的ケア児のアセスメント ・認定特定行為業務従事者である教職員への指導・助言 ・医療的ケア児の健康状態の把握 ・個別の実施マニュアルの作成（※） ・個別の緊急時対応マニュアルの作成（※） ・医療的ケアの実施、記録 ・教職員、保護者との情報共有 ・緊急時対応
教育委員会	・医療的ケア検討委員会の設置、運営 ・医療的ケアに係るガイドラインの策定 ・医療的ケア児の受入れ、医療的ケアの実施の決定 ・医療的ケアを実施する看護師の確保 ・ヒヤリハット事例等の蓄積及び分析、周知 ・医療的ケア児の受入れ体制について保護者や関係機関への周知

※保健主事が配置されていない学校や、養護教諭が保健主事を兼務している学校については、養護教諭以外の教職員の中から医療的ケア担当職員を定めることとするが、学校の状況をふまえ適切な役割分担を図る。

（※）共同・連携して作成する

（５）実施環境の整備

① 医療的ケアは、衛生面、安全面、および児童生徒のプライバシー等に留意した適切な環境において実施します。
② 児童生徒が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者と学校において相互に確認の上、衛生的に保管・管理します。
③ ヒヤリハット・事故等の事例の蓄積及び分析を行う等の体制を整備します。

また、ヒヤリハット・事故等の事例について、各報告書を作成し、学校を管轄する教育委員会へ情報共有を図るとともに、学校内において教職員と共有・分析し、再発防止策を講じます。

（６）関係書類の管理

児童生徒の医療的ケアの実施に関する書類は、「小（中）学校児童（生徒）指導要録」と同様に学校において卒業・転出後５年間保管します。

2 感染症対策における医療的ケア児への対応

医療的ケア児が在籍する学校においては、必要に応じて、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に対応の判断を行います。

学校は、感染症の流行時における医療的ケア児の登校に当たり、事前に受入れ体制や医療的ケアの実施方法等について、学校医等にも相談の上、安全に十分配慮します。

3 緊急時及び災害時の対応等

（１）緊急時への対応等

① 教育委員会は、医療的ケア児の救急搬送に備え、医療機関のシステム（MEIS）への登録を確認するとともに、白石消防署にも情報提供を行います。
② 学校は、緊急時に対応するため、事前に「個別の緊急時対応マニュアル」を定め、事故発生等の緊急時には、マニュアルに記載されている手順に従って対応します。

（２）災害時への対応等

① 学校は、災害発生時に安全かつ速やかな避難ができるよう、事前に避難場所や経路を把握するとともに、教職員の役割分担等を明確にします。
② 数日間、避難生活をすることも想定し、安全に医療的ケアを実施できる場所の確保について事前に検討を行います。
③ 停電の発生により、電気が使用できない状況下での医療的ケアの実施方法や児童生徒への対応について事前に検討を行います。
④ 災害時に主治医等の医療機関への受診が可能となるよう、事前に保護者と受診先や必要書類等についての情報共有と準備を行います。

4 職員の研修

（１）医療的ケア及び教育活動を安全かつ適切に実施するため、学校内で年１回以上研修を行い、医療的ケアの実施内容、児童生徒への配慮、緊急時の対応、教育活動に関する留意点等について、全教職員の共通理解を図ります。

（２）白石市及び他機関が実施する医療的ケアに関する研修への参加や、医療的ケアを実施している他の学校への訪問等を実施し、看護師・教職員の知識・技能の向上に努めます。

5 受入れ後の医療的ケアの実施について

（１）受入れ後、保護者は毎年一回主治医指示書（様式９）を提出します。 適切な医療的ケアが実施できるよう教育委員会と保護者で指示書の内容確認を行います。

（２）主治医の指示に基づき、学校が本ガイドラインの「第Ⅰ 基本的事項４（３）対象とする医療的ケア」に規定する内容で医療的ケアが実施される場合は、これまでどおり継続します。規定する内容の医療的ケアに変更が生じる場合は、学校での検討、白石市立学校医療的ケア検討委員会の協議を踏まえ、教育委員会が適切と判断する場合に限り、医療的ケアの実施を継続します。

（３）主治医の指示に基づき、医療的ケアが終了となる場合は、保護者はすみやかに医療的ケア終了に関する届出書（様式 11）を、学校を経由して教育委員会へ提出します。

（４）医療的ケアが終了となった場合は、主治医の指導を受けながら児童生徒の健康状態等を確認します。

（５）児童生徒の成長に伴い、医療的ケアの内容が変わることも予想されることから、成長や育成にも配慮しながら対応していきます。なお、医療的ケアの内容に変更が生じる場合は、保護者及び主治医に確認を行います。

6 長期欠席について

入院等による長期欠席後、登校が可能となった場合は、学校における医療的ケアの再実施について、必要に応じて主治医に意見を求めます。

7 切れ目ない支援のための連携

ライフステージにおいて切れ目のない支援を行うことは、全ての児童生徒にとって重要であることから、医療的ケア児の小学校への就学、中学校への進学に際し、受入れ体制の確保のために、保護者と学校、関係機関とが連携しながら、学校は保護者同意のもと、小学校・中学校・教育委員会等への情報提供を行います。

第Ⅳ　その他の事項

1　ガイドラインの見直しについて

教育委員会は、本ガイドラインについて、医療的ケア児を取り巻く法令の改正があった場合等、医療的ケアの実施状況及び運用上の課題、その他国や県の動向を踏まえ、必要に応じてその内容を見直すものとします。

様式一覧

様式１	医療的ケア実施希望事前相談票 医療的ケアの初回相談時に保護者が記載し、教育委員会へ提出する。
様式２	児童生徒の記録 医療的ケアの初回相談時に保護者が記載し、教育委員会へ提出する。
様式３	医療的ケア実施申込書 医療的ケアの申込み時に保護者が記載し、教育委員会へ提出する。
様式４	医療的ケア実施に関する同意書 記載事項について保護者が確認し、教育委員会へ提出する。
様式５	医療的ケアに係る主治医意見書 医師が記載し、保護者が教育委員会へ提出する。 （教育委員会が提示する様式の主治医意見書と同様の内容が記載されていれば、病院様式でも可）
様式６	医療的ケア児に関する面談記録 受入れに係る面談を教育委員会が実施し、医療的ケアの内容・面談時の様子を詳細に記載する。
様式７	医療的ケア実施承認通知書
様式８	医療的ケア実施不承認通知書
様式９	主治医指示書 主治医が医療的ケアの内容を指示する書類。 （教育委員会が提示する様式の診断書と同様の内容が記載されていれば、病院様式でも可）
様式１０	医療的ケア実施承諾書 医療的ケアの実施について保護者が確認し、教育委員会へ提出する。
様式１１	医療的ケア終了に関する届出書 医療的ケアが終了となる場合に、保護者が記載し、教育委員会へ提出する。

様　式

様式１：医療的ケア実施希望事前相談票

様式２：児童生徒の記録

様式３：医療的ケア実施申込書

様式４：医療的ケア実施に関する同意書

様式５：医療的ケアに係る主治医意見書

様式６：医療的ケア児に関する面談記録

様式７： 医療的ケア実施承認通知書

様式８： 医療的ケア実施不承認通知書

様式９： 主治医指示書

様式 10：医療的ケア実施承諾書

様式 11：医療的ケア終了に関する届出書

（保護者→市教委）

【様式1】

医療的ケア実施希望事前相談票

相談日：　　年　　月　　日（　　）

児童生徒情報	
（ふりがな） 児童生徒氏名	
住　　所	
在　　籍	（　未就学　・　小学校　・　中学校　） 【園・学校名】
生年月日(学年)	年　　月　　日　（　　年）
世帯情報	
保護者氏名	
連　絡　先	
同居家族の構成	
現在主にケアを 行っている人	
医療的ケアの実施について	
希望する 医療的ケア	
実施希望時期	令和　　年　　月　から

（保護者→市教委）
【様式2】

児童生徒の記録（医療的ケア児用）

<table>
<tr><td>（ふりがな）
児童生徒氏名</td><td colspan="2"></td><td>男・女</td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日
（　歳　か月）</td></tr>
<tr><td>身長・体重</td><td colspan="6">身長　cm　体重　kg　（測定日：　年　月　日）</td></tr>
<tr><td>受診先医療機関名</td><td colspan="6">①＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 診療科（　）通院頻度（　回/　）
②＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 診療科（　）通院頻度（　回/　）
③＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 診療科（　）通院頻度（　回/　）</td></tr>
<tr><td>診断名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>医療的ケアの
具体的な内容</td><td colspan="6">□喀痰吸引［□ 口腔内　□鼻腔内　□ 気管カニューレ内］
（回数　回/日）
□経管栄養［□経鼻　□胃ろう　□腸ろう］（回数　回/日）
□導尿（回数　回/日）□インスリン注射・血糖計測
□その他（　）</td></tr>
<tr><td>服薬状況</td><td colspan="6">□ 有(内容：　）回/ 日　□ 無</td></tr>
<tr><td>呼吸状態〔呼吸障害〕</td><td colspan="6">□ 有(内容：　）□ 無</td></tr>
<tr><td>発作の状態</td><td colspan="6">〔けいれん発作〕□ 有（内服薬　）□ 無
〔てんかん発作〕□ 有（内服薬　）□ 無
〔発作の頻度〕
〔発作時の対応〕</td></tr>
<tr><td>アレルギー</td><td colspan="6">□ 食物　□ 薬剤　□ その他（　）
〔発作の頻度〕
〔発作時の対応〕</td></tr>
<tr><td>摂食・嚥下状態</td><td colspan="6">〔経口摂取〕□ 可　□ 一部可　□ 不可
〔経管栄養〕□ 有　□ 無
〔食形態〕□ 普通食　□ その他(　）
例：ペースト食、流動食、すりつぶし食、きざみ食等、具体的に記入をお願いします。
〔誤嚥の有無〕□ 有(よくある ・時々ある ・まれにある)　□無</td></tr>
<tr><td rowspan="5">排泄</td><td colspan="5">□ 自立　□要介助</td></tr>
<tr><td rowspan="2">尿</td><td>尿意</td><td colspan="3">□ 無　□ 有（　回　／　日）</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="3">□ トイレ　□オムツ　□ 導尿（　回　／　日）
□ 車椅子（自走／介助／電動）□その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">便</td><td>便意</td><td colspan="3">□ 無　□ 有（　回　／　日）使用中の薬（　）</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="3">□ トイレ　□ オムツ　□ 浣腸（　回／　日）
□ その他（　）</td></tr>
</table>

（保護者→市教委）
【様式2】

コミュニケーション		□ 会話(単語・二語文・文章) □ 絵カード □ 表情　□その他（　　）
姿勢・移動	姿勢の変え方	□ 自立　□介助（一部・全部）※介助時の注意点（　　）
	姿勢の保ち方	□ 自立　□介助や支えが必要　※普段使用している装具（　　）
	移動	□ 自立　□つかまり歩行　□杖　□歩行器　□車いす　□バギー □ その他（　　） ※介助時の注意点（　　）

医療的ケアで予想される体調不良のサイン及び対応	【体調不良時のサイン等の内容・頻度】 【対 応】 【救急時の目安】
そのほか予想される体調不良のサイン及び対応	【体調不良時のサイン等の内容・頻度】 【対 応】 【救急時の目安】
学校等での生活上に関連すること等	・感情表現や意思決定について
	・自宅や通所事業等で行っている運動や遊びについて
	・兄弟や他の児童との関わりの様子について
集団生活上の留意事項	

児童生徒の記録については上記のとおりです。

年　　月　　日　　保護者氏名

（保護者→市教委）
【様式3】

医療的ケア実施申込書

(宛先)白石市教育委員会

次のとおり、医療的ケアの実施を申し込みます。
学校への受入れ検討を行う際、関係機関で必要書類の複写等を行い、情報共有が行われることに同意します。

年　月　日

申請者（保護者）氏名　　.

児童生徒	氏名		生年月日	性別
	(ふりがな)		年　月　日	男・女
在籍園・学校名		学年		
住　所				

実施を申し込む医療的ケアの内容

必要な 医療的ケア	□ 経管栄養（ 経鼻 ・ 胃ろう ） □ 喀痰吸引（ 口腔 ・ 鼻腔 ・ 気管カニューレ内 ） □ 人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法含む） □ 気管切開部の管理 □ 血糖値測定・インスリン注射 □ 人工肛門等の管理（ 人工肛門 ・ 膀胱ろう ） □ 導尿 □ その他（　　）

保護者の連絡先

氏名 電話番号等	氏名	続柄	電話番号
	①＿＿＿＿＿＿＿＿	（　）	（　　）
	②＿＿＿＿＿＿＿＿	（　）	（　　）

（保護者→市教委）
【様式4】

医療的ケア実施に関する同意書

以下の事項をよくお読みいただき、□にチェックください。

No.	項 目	チェック欄
1	保護者が教育委員会に「(様式３) 医療的ケア実施申込書」及び「(様式５) 医療的ケアに係る主治医意見書」を提出し、教育委員会が医療的ケアの実施の可否や継続の可否を判断します。	□
2	学校での医療的ケアを実施する上で主治医の指導・助言が必要な場合に、学校関係者や看護師等が保護者の受診に同行し、主治医と直接相談することがあります。	□
3	白石市関係部署、学校医、看護師、連携医療機関等と情報共有します。 学校生活を送る上で必要な範囲で、他の在籍児童生徒や保護者との間で情報共有を行う場合があります。	□
4	医療機関への受診、学校が求める各種書類の用意及び提出、カンファレンスの実施など、学校での安全な受入れ及び医療的ケアの実施、円滑な教育活動の実施のため、協力します。	□
5	学校では、「(様式３) 医療的ケア実施申込書」、「(様式５) 医療的ケアに係る主治医意見書」及び「(様式９) 主治医指示書」等に基づき医療的ケア、教育活動及び緊急時の対応を行います。 指示されていない医療的ケア等は行うことはできません。	□
6	児童生徒の状況が変わった場合には、改めて「(様式９) 主治医指示書」ほか教育委員会が必要と認める書類の提出を求めることがあります。	□
7	登校前に家庭にて健康観察を行ってください。顔色、動作、食欲、体温等が普段と異なり、児童生徒の体調が悪い時には学校及び看護師に連絡してください。	□
8	止むを得ない事情により、医療行為を行う看護師が勤務できない場合には、保護者等に付き添いをお願いすることがあります。	□
9	医療的ケアを安全に実施するため、転入学時のほか、夏休み等の長期休業や長期の入院後はじめて登校する際などには、安定して医療的ケアを実施できるまでの一定の期間、保護者等に付き添いの協力を依頼する場合があります。	□
10	学校や看護師等が必要と認めるときには、主治医等を受診ください。なお、その費用は保護者の負担となります。	□
11	在校中に児童生徒の健康状態に異変があった場合などに備え、必ず保護者等と連絡がとれるようにしてください。	□
12	児童生徒の症状に急変が生じ、緊急事態と学校が判断した場合やその他必要な場合には、学校が事前に確認している医療機関に連絡を行い、必要な措置を講じます。同時に児童生徒の保護者等に連絡を行います。また、保護者等へ連絡する前に児童生徒を医療機関に搬送し、受診又は治療が行われることがあります。それに伴い生じた費用は保護者の負担となります。	□
13	転入学時において、他の関係機関と必要な情報を共有します。	□

（裏面へ続く）

（保護者→教委）
【様式4】

医療的ケア実施に関する同意書

14	保護者は、医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等を不足なく、準備・点検・整備し、学校に預託することとします。使用後の物品は、家庭に持ち帰ることとします。	□
15	医療機関に支払う診察報酬、文書料等は保護者が負担することとします。	□
16	学校等は、個別の実施マニュアル等の関係書類を作成する過程において、内容等を保護者へ確認し、合意形成を図りながら進めるとともに、保護者はそれに協力するものとします。	□
17	上記のほか、必要に応じ学校・教育委員会との間で取り決めた事項を遵守します。	□

（宛先）白石市教育委員会

以上に掲げる事項について、全て同意の上、医療的ケアの実施を依頼します。

年　　月　　日　　保護者署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（主治医→保護者→市教委）
【様式5】

（宛先）白石市教育委員会

記入日　　年　月　日

医療的ケアに係る主治医意見書

医療機関名	
所 在 地	
電話番号	
医 師 名	

児童生徒氏名		生年月日	年　月　日 （　　歳　　か月）	性別	男・女
診 断 名		受診状況	☐定期 ☐不定期		
必要な 医療的ケア	☐ 経管栄養（ 経鼻 ・ 胃ろう・腸ろう ） ☐ 喀痰吸引（ 口腔 ・ 鼻腔 ・ 気管カニューレ内 ） ☐ 人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法含む） ☐ 気管切開部の管理 ☐ 血糖値測定・インスリン注射 ☐ 人工肛門等の管理（ 人工肛門 ・ 膀胱ろう ） ☐ 導尿 ☐ その他（具体的に：　　）				
服薬状況 （有の場合は 処方箋添付）	☐ 有 ☐ 無				
予想される 緊急時の状況 及び対応	状 況 ・ 頻 度				
	対　　応				
	緊急搬送の目安				

集団生活の可否	□ 可 □ 不可
学校生活上の配慮や活動の制限	□ 必要としない □ 部分的に必要とする □ 常に必要とする 内容：
その他特記事項	

【様式6】

医療的ケア児に関する面談記録

（市教委記入）

面談日	令和　　年　　月　　日（　　）	面談時刻	:　　～　　:
児童生徒名			
面談相手（保護者）			
対応者			
記録者			
服薬	服薬の有無、医薬品名、頻度等		
必要な医療的ケア	・内容 ・頻度 ・緊急時の対応 ・その他留意点		
コミュニケーションに関すること			
食事に関すること <>は具体の内容	・介助の有無　　（　有＜　　＞・　無　） ・給食喫食の有無　（　有　・　無＜　　＞　） ・アレルギーの有無（　有＜　　＞・　無　） ・その他の希望　　（　有＜　　＞・　無　）		
運動に関すること			
姿勢・移動に関すること	介助の有無等		
排泄に関すること	尿意、便意、排泄の方法等		
その他　学校で配慮してほしいこと	遠足や校外学習、周囲への指導、休み時間の過ごし方等		
教育委員会への要望			

【様式7】

年　　月　　日

保護者名　　様

白石市教育委員会
教育長　　印

医療的ケア実施承認通知書

先に申請のありました医療的ケアについて、教育委員会において検討し、下記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

記

1　医療的ケア申請児童生徒

2　申請された医療的ケア

3　結果
　承認

4　受け入れ対象校

5　期間
　令和　年　月　日から

【様式8】

年　　月　　日

保護者名　　様

白石市教育委員会
教育長　　印

医療的ケア実施不承認通知書

先に申請のありました医療的ケアについて、教育委員会において検討し、下記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

記

1　医療的ケア申請児童生徒

2　申請された医療的ケア

3　結果
　不承認

4　理由

主 治 医 指 示 書【令和　　年度】

［様式9］

◆基本事項 ［☑を入れて、状態や症状等は具体的に必ず記入］

ふりがな		生年月日	性別
幼児児童生徒氏名			□ 男 □ 女

診断名	受診状況	他院受診
	□ 定期　1回 ／ 月 ・ 週	医療機関名
	□ 不定期　1回 ／［　　］月［　　］週	
	［備考］	

状態や症状等（脳波、血液検査等の所見も記載）

アレルギー	□ 有（状態及び配慮事項）	□ 無	投薬中の薬剤及び配慮事項（副作用、使用禁忌薬剤等）

◆指示事項 ［必要なケアに☑を入れて、配慮事項は具体的に必ず記入］

□ 吸引

□ 口腔　□ 鼻腔　□ 咽頭　□ 経鼻咽頭エアウェイ　□ 気管カニューレ

カテーテルサイズ	fr	挿入長さ	cm	吸引圧	

［配慮事項］

□ 酸素吸入

□ 鼻腔カニューレ　□ 酸素マスク　□ 経鼻咽頭エアウェイ　□ 気管カニューレ　□ 人工呼吸器

□ 常時	投与流量	リットル／分		
□ 随時（体調変化等）	投与流量	リットル／分	実施の目安	

［配慮事項］

□ 噴霧吸入

薬剤名・量	
□ 定時	
□ 随時（体調変化等）	実施の目安

［配慮事項］

□ 経管栄養

□ 経鼻胃管　□ 胃瘻　□ 腸瘻　□ 口腔ネラトン法　□ その他　（　　）

チューブの種類		太さ	fr	長さ	cm	固定水	ml

［配慮事項］

□ 栄養	時刻	栄養剤名		ml	分間
		栄養剤名		ml	分間
□ 薬	時刻	薬剤名・量			
□ 水分	時刻			ml	

□ 導尿

□ 導尿の実施	□ 自己導尿の補助・援助	時間毎
カテーテルサイズ	fr	［挿入長さ　cm］

［配慮事項］

◆指示事項 ［必要なケアに☑を入れて、配慮事項は具体的に必ず記入］

□ 気管切開ケア

□ 人工鼻着脱　□ ガーゼ交換　□ 気管カニューレ状態確認

気管切開孔・気道狭窄の状態など					
気管切開の術式	□ 単純気管切開　□ 喉頭気管分離　□ その他（　　）				
気管カニューレ	サイズ		種類		カフ　□ 有　□ 無
抜去時の呼吸状態	□ 呼吸困難・呼吸停止が生じえる　□ 呼吸が苦しくなりやすい　□ 変化はない				

［配慮事項］

［緊急搬送時の判断基準及び対応（内容、方法）］

［カニューレの抜け易さ・抜けにくさの程度］

［抜去しないための予防策］ □ カニューレベルトの緩みを確認する　□ 緊張など体動時のカニューレ位置に注意する

□ カニューレ固定の工夫（たすき掛けなど）を確実に行う　□ 調節型カニューレの場合固定位置を確認する

□ その他（　　）

□ 人工呼吸器

□ 自発呼吸有［状態　　］				□ 自発呼吸無
□ 人工呼吸器について	種類		型式	
換気回数　　回/分　設定条件				

［配慮事項（緊急搬送の判断基準【SpO_2、脈拍等】を含む）］

［緊急時（SpO_2低下、呼吸困難、機器の故障等）の対応（内容、方法）］

□ 発作対応

□ てんかん　□ 喘息　□ その他（　　）

発作の状態（発作型・頻度・重積等）		薬剤名・量	
発作時の対応			

［配慮事項（緊急搬送の判断基準等を含む）］

□ その他

その他のケア	

［その他の配慮事項］

年　　月　　日

白石市　　教育委員会　　殿

上記のとおり指示します。

医療機関名			
住所		電話番号	
担当主治医名	（自署又は記名押印）		

本指示書に記載された内容について、医療的ケアを実施することに同意します。

令和　　年　　月　　日　保護者署名

（保護者→市教委）
【様式 10】

年　　月　　日

（宛先）白石市教育委員会　殿

住所

（保護者）氏名

（児童生徒）氏名

医療的ケア実施承諾書

年　月　日付けで承認通知のありました医療的ケアの実施について、承諾します。

（保護者→小・中学校→市教委）
【様式 11】
（この書類は保護者の方がご記入ください）

（宛先）白石市教育委員会

年　　月　　日

医療的ケア終了に関する届出書

保護者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児童生徒氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日付けで承認されました医療的ケアの対象児童生徒について、下記のとおり終了しますので届け出ます。

記

医療的ケア内容	
医療的ケアの終了年月日	
医療的ケアを終了する理由	□転校　□卒業　□主治医の判断 □その他 （　　）

※　「主治医の判断」により学校在籍中に医療的ケアを終了する場合は、主治医の所見がわかる資料（診断書等）を添付すること。